



2月のお知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

01 | 2月16日(木)～3月15日(水) 市県民税申告・所得税の確定申告はお早めに!

申告を忘れると、各種証明書などの発行や国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなることがあります。申告会場では午前中が大変混雑しますので、比較的空いている午後の来場をお勧めします。

来場される際には、手指の消毒・マスクの着用にご協力ください。

市県民税の申告

令和5年度の市県民税は、令和4年中の所得金額や控除額に基づき、令和5年6月から課税されます。

● 所得税の確定申告をした場合
→ 市県民税の申告不要

● 青色申告、住宅借入金等特別控除(初年度)、土地・建物・株式などの譲渡所得を申告する人
→ 税務署での申告が必要

※詳しくは5ページの申告チェックシートで確認してください。

● 申告会場

三原会場	中央公民館2階
本郷会場	本郷支所別館
久井会場	久井保健福祉センター
大和会場	大和支所2階

☎ 市民税課(☎ 0848-67-6031
FAX 0848-67-6132)

所得税の確定申告

● 所得税の確定申告会場を開設

📅 3月15日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く) ※受付時間は8時30分～16時。
📍 所・三原税務署(☎ 0848-62-3131)

申告会場 「三原税務署」では!

入場整理券!

会場への入場には「入場整理券」が必要です。

* 「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがございます。

- ① 入場整理券は、各会場当日配付。
- ② LINEから事前発行もできます。

* 国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから!




自宅で申告!

確定申告には、**ご自宅からスマホで**ご利用いただけるe-Taxが便利です。

[確定申告](#) [検索](#)

スマホ専用画面

多くの方が**スマホで見やすい専用画面**をご利用いただけます。




申告書の作成はこちらか

スマホから確定申告



市県民税申告・所得税の確定申告に必要な物

マイナンバー(個人番号)・本人確認書類(※1)、源泉徴収票、収支内訳書・帳簿(事業・不動産所得者)、個人年金・一時金・配当などの支払通知、社会保険料・国民年金などの支払証明書、生命保険料や地震保険料などの控除証明書、寄付金の証明書、医療費の明細書、利用者識別番号が分かる物(持っている人)など

※1 本人確認書類の種類

マイナンバー(個人番号)確認書類	本人確認書類
マイナンバーカード 通知カード 個人番号記載の住民票の写し	運転免許証 パスポート 健康保険証など

申告チェックシート

申告が必要か確認できるチェックシートです。いずれかの申告に該当した人は申告をお願いします。

※一般的なケースで、簡易に判断する場合のチェックシートです。

※納め過ぎた所得税の還付申告を受ける場合は、結果に関わらず確定申告が必要です。

スタート 令和5年1月1日時点で三原市に住んでいましたか？

いいえ → 三原市への申告は必要ありません。令和5年1月1日に住んでいた市区町村で申告してください。

はい

令和4年(2022年)中にどんな収入がありましたか？

主な収入が年金である ※年齢は令和5年1月1日時点。

年金収入のみで151万5千円(65歳未満は101万5千円)以下である

年金収入のみで151万5千円(65歳未満は101万5千円)超、400万円以下で、医療費控除や生命保険料控除、扶養控除など追加する控除がない

年金収入のみで151万5千円(65歳未満は101万5千円)超、400万円以下で、医療費控除や生命保険料控除、扶養控除など追加する控除がある

年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下である

年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円を超える

年金収入が400万円を超える

申告不要

市県民税の申告

所得税の確定申告

主な収入が給与である

会社で年末調整が済んでいる(1カ所からの給与のみ)

給与収入以外の所得が20万円以下である

●会社で年末調整をしていない、または年末調整の内容に変更がある
●給与収入以外の所得が20万円を超える ●2カ所以上から給与の支払いを受けた
●医療費控除、寄付金控除、雑損控除を受ける ●給与収入が2千万円を超える

申告不要

市県民税の申告

所得税の確定申告

事業(農業・営業)・不動産・雑・総合譲渡の所得がある

所得金額より控除が多い場合(所得税が課税されない)

所得金額より控除が少ない場合(所得税が課税される)

市県民税の申告

所得税の確定申告

収入なし、または非課税収入のみ(遺族年金、障害年金、失業給付金など)

申告不要※1

青色申告を行う、土地・建物・株式などの譲渡所得、先物取引に関する所得、山林所得、住宅借入金等特別控除(初年度)がある

所得税の確定申告
※2

※1 市から市県民税申告の案内が届いた人、所得証明書を必要とする人は申告が必要です。

※2 税務署でのみ受け付けます。

市県民税の申告

市内4会場へ。詳しくは6ページで確認してください。

所得税の確定申告

自宅のパソコンやスマートフォンなどでe-Tax
または三原税務署へ。

●ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人はご注意ください!

確定申告書や市県民税申告書を提出する場合は、ワンストップ特例制度は適用されません。申告書にふるさと納税をした自治体の寄付金を全て記載し寄付金控除の申告をする必要があります。

市県民税の申告相談会場と日程

市県民税の申告または相談は、次の会場で行なっています。

本郷会場(9時～16時)			
とき	対象地域	ところ	
2月	16日(木)	臺沼上、臺沼下、松原東、松原西	本郷支所別館
	17日(金)	上三田、下三田、広井、福礼、杉白、見川、安宗	
	20日(月)	常円寺、楽音寺、小舟木上、小舟木下、才崎	
	21日(火)	尾原上、尾原中、尾原下、日名内上、日名内下、日名内南	
	22日(水)	花園、免開、郷原、下畑駒原、亀津	
	24日(金)	川西上、川西下、金売	
	27日(月)	上中筋上、上中筋下、下中筋上、下中筋下、兼広、中ノ谷	
	28日(火)	堂谷、鷲谷、養老、清兼、清井、佐用	
3月	1日(水)	片側東、片側西、菅、平坂東、平坂西、姥ヶ原、芋堀	
	2日(木)	上谷、本谷、畑、正広ヶ丘	
	3日(金)	後谷、錦泉、中筋、今井谷、門出谷、入野地、日山地	
	6日(月)	原市第一、茅ノ市、宮地川、上組、下組、本郷なしわ、梅菅園	
	7日(火)	一丁目～六丁目、三次通、駅前、大正通	
	8日(水)	ふもと、宮迫、片山、塔之岡、城山	
	9日(木)	中岡、南中岡、東下岡、西下岡、河崎、河崎住宅、東河崎、西河崎	
	10日(金)	江良、余井、木々津、三百、三百一、粒良、砂原、後粒良	
	13日(月)	一丁目畑、東本通第1～第8、木々津沖	
	14日(火)、15日(水)	本郷町全域	

三原会場(9時～16時)				
とき	対象地域	ところ		
2月	16日(木)	旭町、古浜、東町、館町	中央公民館2階	
	17日(金)	城町、本町、港町		
	20日(月)	西町、宮沖		
	21日(火)	宮浦		
	22日(水)	円一町、糸崎、糸崎南		
	24日(金)	木原、駒ヶ原町、西宮、中之町南		
	27日(月)	中之町一丁目～中之町三丁目		
	28日(火)	中之町四丁目～中之町九丁目		
3月	1日(水)	頼兼、西野、貝野町		※できるだけ公共交通機関、または市営円一町駐車場(2時間無料)を利用してください。
	2日(木)	田野浦、明神		
	3日(金)	青葉台、宗郷、登町、沖浦町		
	6日(月)	皆実、和田		
	7日(火)	須波、須波西、須波ハイツ、鷲浦町		
	8日(水)	深町、小坂町、高坂町		
	9日(木)	長谷、沼田、新倉、八幡町		
	10日(金)	沼田東町(七宝・本市・納所・末広)		
13日(月)	沼田東町(片島・釜山・末光・両名)			
14日(火)	小泉町、沼田西町			
15日(水)	幸崎能地、幸崎久和喜、幸崎渡瀬			

大和会場(9時～16時)			
とき	対象地域	ところ	
2月	16日(木)	下福田、行広	大和支所2階
	17日(金)	下中、細	
	20日(月)	河頭、広石	
	21日(火)	上中、安国寺、多田	
	22日(水)	平坂、姥ヶ原	
	24日(金)	横郷、東側、王子原、箱川	
	27日(月)	仲沖、和木原、郷ノ原、和木団地	
	28日(火)	棕梨上区	
3月	1日(水)	棕梨3区、黒谷	
	2日(木)	草井1区、草井2区	
	3日(金)	大具、蔵宗	
	6日(月)	大原、上市、中市、沖市、下市	
	7日(火)	前原、後側、三育	
	8日(水)	深見、末貞、安田	
	9日(木)	萩原3～5区	
	10日(金)	福田、萩原1区	
13日(月)	萩原2区、篠上、篠下		
14日(火)	前兼、信影、津久		
15日(水)	秋郷、光永、後谷		

久井会場(9時～16時)			
とき	対象地域	ところ	
2月	16日(木)	筋原、吉田	久井保健福祉センター
	17日(金)	江木	
	20日(月)	下津	
	21日(火)	泉	
	22日(水)	和草	
	24日(金)	羽倉(32～42組)	
	27日(月)	羽倉(43組～)	
	28日(火)	坂井原(1～9組)	
3月	1日(水)	坂井原(10組～)	
	2日(木)	山中野	
	3日(金)	小林、土取	
	6日(月)～10日(金)	久井町全域	
	13日(月)		
	14日(火)		
	15日(水)		

02 | まだ間に合います! マイナポイントをもらうための マイナンバーカードの申請が今月末までに延長されました

最大2万円分のポイントがもらえる「マイナポイント第2弾」は、2月28日(火)までにマイナンバーカードを申請した人が対象です。この機会に、マイナンバーカードを申請しましょう。

●マイナンバーカードの申請は2月28日(火)までに

2次元コード付き交付申請書があればスマートフォンで申請できます。
※まだカードを持っていない人には、国から申請書が再送付されています。
紛失した場合は市民課(市役所本庁1階)で再発行もできます。

●カードを受け取った後にポイントの申し込みが必要です

※ 2月28日(火)までにマイナンバーカードを申請した人

申 2月28日(火)までにマイナポイントアプリまたはマイナポイント予約・申し込みサイトから

※ポイント申し込み期限が延長される場合があります。

用 マイナンバーカードとその暗証番号、キャッシュレス決済情報、金融機関の口座情報



↑総務省
マイナポイント
事業サイト

☎ マイナンバーカードについて
市民課(☎ 0848-67-6047)
マイナポイントについて
市支援窓口(☎ 0848-67-6087)

●支援窓口について

マイナンバーカード申請、マイナポイント申し込みは、市役所本庁舎・各支所の支援窓口でも手続きできます。

【市役所本庁舎】 祝日を除く9時～17時※土・日曜日は26日(日)まで開設。

【各支所】 土・日曜日、祝日を除く9時～12時、13時～16時

※詳しくは市HPで確認してください。



↑市HP

03 | 三原市生活支援員養成講座& 介護助手お仕事見学ツアー



←専用
申し込み
フォーム

コース名	三原市生活支援員養成講座	介護助手お仕事見学ツアー
内容	要支援1・2の人または事業対象者の自宅を訪問し、掃除・洗濯、調理や買い物などの生活援助に従事する緩和基準型訪問支援サービスの生活支援員を養成します。 ※身体的介護業務は行いません。	事業所と雇用契約を結び、部屋の掃除や食事の配膳・下膳、ベッドメイキングなど、福祉・介護の周辺業務を行う、介護助手として働きたい人が実際に施設を見学できます。 ※身体的介護業務は行いません。
日時 ※三原市生活支援員養成講座3日目と介護助手お仕事見学ツアーは、合同で開催します。	3日間 1日目: 13日(月) 9:30～15:30 講義 2日目: 20日(月) 9:30～15:30 講義 3日目: 28日(火) 9:30～15:30 講義と施設見学	28日(火) 9:30～15:30 講義と施設見学
場所	サン・シープラザ ほか	サン・シープラザ ほか
受講料	無料※ただし、3日目の昼食代として400円が必要。	無料※ただし、昼食代として400円が必要。
対象	介護に関わる資格を持っていない人で全日程受講できる人	18歳以上の人で介護助手の仕事に関心のある人
定員	15人(要申し込み)	
申込方法	①電話、②ファクス、③専用申込フォームから	
申込期限	9日(木)	17日(金)
申込先・お問い合わせ	高齢者福祉課 ☎ 0848-67-6055 ☎ 0848-64-2130	社会福祉協議会 ☎ 0848-63-0570 ☎ 0848-63-0599

04 | 税の無料相談会 所得税の確定申告もできます

☎ 中国税理士会三原支部 中田さん
(☎ 0848-86-5413)

時・所 18日(土)・19日(日)フジグラン三原(円一町一丁目)

※いずれも10時～16時。

内 年金受給者、給与所得者の確定申告相談、所得税・贈与税・相続税の税務相談

定 各30人(申し込み不要)

用 確定申告書、源泉徴収票、健康保険料などの支払証明書、生命保険料などの控除証明書、医療費の領収書、令和3年分の確定申告書控え、本人・扶養家族などのマイナンバーカードまたは通知カードの写し